

平成 2 4 年第 2 回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成 2 4 年 1 1 月 1 9 日)

平成24年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

招集年月日 平成24年11月19日(月)

告示年月日 平成24年11月12日(月)

招集の場所 大谷処理場 会議室

開 会 平成24年11月19日(月) 午後2時00分

閉 会 平成24年11月19日(月) 午後3時45分

出席議員(12名)

1番	高岡伸行	2番	西山幸千子
4番	西岡努	5番	大倉博
6番	小西啓	7番	佐々木雅彦
8番	村尾礼示	10番	西岡良祐
11番	竹内きみ代	12番	新田晴美
13番	杉浦正省	14番	尾崎輝雄

欠席議員(2名)

3番	中野重高	9番	北 猛
----	------	----	-----

会議録署名議員

12番	新田晴美	13番	杉浦正省
-----	------	-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長)	木村 要	理事(木津川市長)	河井 規子
理事(笠置町長)	松本 勇	理事(和束町長)	堀 忠雄
理事(南山城村長)	手仲 圓容		
会計管理者(精華町会計管理者)	安岡 誠		

事務局職員出席者

事務局長	林 幸造	次長	福田全克
主幹	國子慶順		

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議席の指定
- 第4 認定第 1号 平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出
決算認定の件
認定第 2号 平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特
別会計歳入歳出決算認定の件
- 第5 議案第 9号 平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算
(第2号)の専決処分の承認を求める件
- 第6 議案第10号 平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特
別会計補正予算(第1号)の件
- 第7 議案第11号 相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する
条例の一部を改正する条例の件

平成24年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成24年11月19日(月)

大谷処理場 会議室

(午後2時00分 開会)

議長 皆さん、こんにちは。

これより、平成24年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を開会いたします。

平成24年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

11月半ばも過ぎまして、朝夕の冷え込みも一段と厳しくなっております。議員の皆様方には、12月議会を控え、公私極めて御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、この1年、議会運営に御理解、御協力をいただき、高席からではございますが、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、座らせていただき進めさせていただきます。

開会に先立ち、笠置町議会におかれまして、去る10月21日に一般選挙が行われ、本組合議会議員が新たに選出されました。

ここで紹介いたします。

笠置町議会議員、西岡良祐さん。

西岡議員 笠置町の西岡です。今後ともよろしく願いいたします。

議長 同じく大倉博さんです。

大倉議員 大倉博です。どうぞよろしく願います。

議長 ここで、議会運営委員の選任について報告申し上げます。

地方自治法第109条の2第3項及び委員会条例第5条ただし書きの規定により、平成24年11月9日に笠置町議会議員、西岡良祐さんを選任いたしました。

よろしく願いいたします。

さて、本日提案されています議案は、平成23年度一般会計及び特別会計決算認定、平成24年度一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認、平成24年度特別会計補正予算(第1号)、廃棄物処理条例の一部改正条例の計5件でございます。

いずれも重要な案件でございます。慎重な審議の上、適切な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

本日の会議の欠席の通告は、9番議員、北猛さん、中野重高さんは連絡がございません。

よって、ただ今の出席議員は12人で、定足数に達しております。

ただいまから、本日の会議を開きます。

代表理事から挨拶を受けます。

木村代表理事。

木村代表理事 議員の皆さん、こんにちは。第2回定例会をお願いいたしましたところ、それぞれ議員の皆様方には公務極めて御多用の中、御出席を賜りまことにありがとうございます。議会開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

平素は、当組合の運営に何かと御理解と御協力を賜っておりますことに対し、改めて厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本議会は、10月21日に行われました笠置町議会議員の一般選挙が行われたことによりまして、今も紹介がございましたように、西岡さん、そして大倉さんが新たに組合議会議員となっていただきました。この御二人を迎えての議会となったところでございます。どうか御二人様には相楽地域の広域行政の推進に御支援、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、平成24年も残すところ1カ月余りとなりましたが、地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況でございます。政府及び日本銀行は、我が国経済のデフレ脱却に向けて、物価安定のもとで持続的成長に向けた取り組みの一環として、さらなる金融緩和が発表されました。残念ながら、そのことで経済効果は今見えず、衆議院の解散となったわけでございます。

1,000兆円、国民1人当たり771万円の借金の国、当然、公共事業予算は平成15年度の3分の1、あれもこれもが到底及ぶ時代ではなくなりました。各市町村とも税収減をどう切り抜けるのかが大きなこれからの課題でございます。

現在、各市町村におかれましても、平成25年度予算編成に向けての取り組みがなされておりますが、本組合におきましても、情報収集と内容把握に努め、最小の経費で最大の効果が得られるよう、予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、相楽圏域が抱えます広域的な課題をいかに解決していくのか、このことも非常に重要な問題でございます。

今後も、引き続き、各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。議員の皆様方におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、ここで5月17日開会の臨時会以降の本組合の主な取り組みについて、報告申し上げます。

初めに、平成24年度におきましては、一般会計では、6億1,600万円、特別会計では2,000万円の予算で各種の事業を進めております。

一般会計では、本組合のメイン事業でありますし尿処理業務は、大谷処理場の安定的

な維持管理業務の推進や、公共下水道事業の進展に伴うし尿くみ取り業者への代替業務につきまして、適切に対応しております。

平成24年度上半期の搬入量は、し尿は4,374キロリットル、浄化槽汚泥は4,813キロリットル、合わせて9,187キロリットルでございます。前年度比で661キロリットル、6.7%の減となっております。

次に、相楽消費生活センターについてであります。センターでは、消費生活相談員によります相談業務をはじめ、啓発講座の開講や積極的な消費生活出前講座の実施等により、消費者被害の未然防止、自立する消費者の育成に努めているところでございます。平成24年度上半期の相談件数は、225件で、前年度比で30件、11.8%の減となっております。

一方、特別会計では、ふるさと市町村圏基金7億円の運用益を活用しての、相楽の文化を創るつどい、ふるさと市町村圏シンポジウムの開催、相楽休日応急診療所の運営などを計画しております。このことを進めております。特に、相楽休日応急診療所につきましては、本年6月に開設し5カ月が経過いたしました。10月までの受診件数は169件で、平均しますと1日当たり6.5件であります。疾患別では呼吸器感染症、風邪が59%、消化器感染症、胃腸炎、腸炎が21%となっております。また、二次後送病院であります公立山城病院へ転送した患者数は6人で、うち御一人が入院されました。12月22日には、半年間の評価を踏まえまして、今後の本診療所の運営につきまして検討するため、医師会、薬剤師会、山城病院、相楽中部消防、精華町消防及び構成市町村で構成します、休日応急診療所運営委員会を開催する予定であります。

次に、ふるさと市町村圏基金7億円の運用につきましては、0.48%の利率の提示がありました。京都銀行木津支店に5年の大口定期で預託することいたしました。しかしながら、1年目から4年目までは中間利払率が70%であり、残額は満期時一括受取であります。ふるさと市町村圏振興事業の実施に当たりましての財源が不足するというはございません。

さて、今定例会に御提案申し上げます議案は、平成23年度一般会計歳入歳出決算認定及び特別会計歳入歳出決算認定、平成24年度一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認、そして平成24年度特別会計補正予算(第1号)、そして廃棄物処理条例の一部改正条例の5件でございます。

十分御審議いただき、原案のとおり可決、認定、承認を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願います。

議長 ありがとうございます。

議事日程の報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第121条の規定により、議長において指名します。

12番、新田晴美議員、13番、杉浦正省議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る11月9日の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定をすることになって
います。

よって、議長において議席を指定いたします。

大倉博議員の議席を5番に、西岡良祐議員の議席を10番に指定します。

議席番号の入った名札と差しかえますので、しばらくお待ちください。

日程第4、認定第1号、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件及び認定第2号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括して議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事 それでは、認定第1号、2号、一緒に提案をさせていただきます。

認定第1号、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件及び、認定第2号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件を一括して提案をさせていただきます。

認定第1号、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別添のとおり監査委員の意見書を添付して、議会の認定を求めるものでございます。

平成24年11月19日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

平成23年度一般会計決算の結果は、歳入総額は6億1,069万2,984円とな

り、その中で主な財源としましては、構成市町村の分担金及び負担金で、5億6,796万8,563円であり、総額の93%を占めております。平成22年度比では18.3%の増となっておりますが、その要因は、し尿くみ取り券の発行主体が市町村に移行したため、し尿処理手数料負担金が増加したためでございます。

また、使用料及び手数料では、1,948万6,015円であり、3.2%を占めております。

一方、歳出総額は、6億925万8,513円となり、中でも衛生費で3億764万5,533円、50.5%であります。公債費で2億5,700万7,752円、42.2%を占めており、衛生費と公債費とを合わせますと歳出総額の92.7%を占めており、歳出予算額に対する執行率は99.6%となっております。

従いまして、歳入歳出差引額は143万4,471円となり、同額が実質収支額となっております。

続きまして、認定第2号の提案説明を申し上げます。

認定第2号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

平成24年11月19日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

平成23年度の特別会計決算結果は、歳入総額で3,310万7,871円となり、その中で主な財源としましては、財産収入の877万8,822円で26.5%、繰入金は1,312万6,000円で39.7%、府支出金は1,100万円、33.2%を占めております。

また一方、歳出の総額は3,303万7,743円となり、振興費で1,103万8,683円、33.4%、休日応急診療所費で2,199万9,060円、66.6%を占めております。歳出予算額に対する執行率は99.8%となっております。

従いまして、歳入歳出差引額は、7万128円となり、同額が実質収支額となっております。

以上、平成23年度一般会計及び特別会計決算の概要を申し上げます。これで提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせますので、よろしく御審議の上、原案のとおり認定を賜りますようお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明がありました。補足説明を求めます。

安岡会計管理者。

安岡会計管理者 会計管理者の安岡でございます。

それでは、認定第1号、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、先の代表理事からの提案説明と一部重複する部分もございますが、全体を通しましての流れといたしまして、補足説明を申し上げます。

それでは、平成23年度一般会計歳入歳出決算書をご覧願います。また、決算の各数値のうち、重要な項目につきましては、別冊の平成23年度決算の概要説明に詳しく内容が記載されておりますので、順に、こちらの資料もご覧願いたいと存じます。

まず、平成23年度一般会計決算の内訳でございますが、決算書をめくっていただきまして、左側の1ページでございますが、歳入の科目別内訳を、また、右側の2ページには歳出の科目別内訳を表示しております。

この結果、一般会計決算の総額につきましては、決算書の3ページに総括をしておりますので、3ページをお開きください。

平成23年度一般会計決算、歳入合計が6億1,069万2,984円に対しまして、歳出合計が6億925万8,513円でございます。歳入歳出差引残額は143万4,471円となったものでございます。

以上が一般会計決算総額の概要でございます。これらの事項別明細が決算書の4ページ以降に表示しておりますが、前年度との比較など決算の分析内容などは別冊の決算の概要説明に記載しておりますので、この後の説明は概要説明資料により行わせていただきます。

それでは、概要説明資料の5ページをお願い申し上げます。

概要説明資料5ページは、一般会計歳入の内訳でございます。

上段より、まず、分担金及び負担金でございますが、このうち分担金は、市町村分担金といたしまして、分担金条例に基づき、平成23年度では、総額5億6,796万8,563円を各市町村により負担いただきました。これは、前年度の平成22年度と比較いたしますと、8,792万563円、18.3%の増加でございます。詳しい内訳は後ほど説明申し上げますが、し尿処理業務での収支不足に伴います特例分担金が、平成23年度で新たに発生したことによるものでございます。

また、分担金及び負担金のうち、負担金につきましては、平成23年度からの新たな収入といたしまして、8,236万8,990円を各市町村に負担いただきました。これは、し尿くみ取り券の売捌きを平成23年度から各市町村に移行しましたことから、各市町村で収入されました手数料のうちから、実際に大谷処理場へ搬入されました分を、負担金として受け入れたものでございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、このうち、使用料としましての相楽会館使用料は、38万1,810円でございます。前年度の平成22年度との比較では、工

事などの関係がございまして、24万5,440円、39.1%の減少となっております。また、手数料につきましては、表に記載のとおり、平成23年度では浄化槽汚泥投入手数料だけの収入となりまして、1,910万4,205円の決算額でございます。

なお、し尿くみ取り手数料分は、先ほど申し上げましたとおり、大半が分担金及び負担金の負担金に移行しましたほか、浄化槽・一般廃棄物処理業許可手数料につきましては、許可業者の許可更新が2年ごとのため、平成23年度では該当がございません。

次に、府支出金でございますが、平成22年3月に開設しました、消費生活センターの運営に対します京都府からの補助金905万9,000円でございます。前年度の平成22年度では、公用車の購入にかかります分が加算されていた関係で、その比較が184万1,000円、16.9%の減少でございます。

あと、前年度からの繰越金や預金利子などの諸収入がございますが、各年度での各種の事情によりまして、収入金額の変動が生じております。

以上の合計といたしまして、歳入合計は6億1,069万2,984円でございます。前年度の平成22年度との比較は、2,579万4,212円、4.1%の減少でございます。

なお、平成23年度の最終予算総額は、6億1,164万3,000円ございましたので、歳入予算の執行率は99.8%の状況でございました。

以上が歳入の内訳でございます。

次に、下側の6ページでございますが、一般会計歳出の内訳でございます。

上段より、まず、議会費でございますが、決算額は39万7,560円で、本会議を初め委員会開会などの議会活動費でございます。

次に、総務費でございますが、理事会の運営にかかります理事会費のほか、事務局としての職員給与費をはじめとしました共通の事務運営経費のほか、広域圏業務を含みます一般管理費、さらには相楽会館の運営にかかります相楽会館費、また、公平委員会費、監査委員費を加えまして、総額は3,443万9,996円でございます。前年度の平成22年度との比較は、110万7,937円、3.3%の増加でございます。

なお、前年度との比較では、各科目とも多少の増加が生じておりますが、主には、一般管理費では職員給与や事務室空調機の更新を中心とした増加がございます。また、相楽会館費では、会館修繕費を中心とした増加がございました。

次に、衛生費でございますが、総額は3億764万5,533円でございます。前年度の平成22年度との比較では1,259万9,216円、3.9%の減少でございます。

このうち、まず、清掃費の清掃総務費におきましては、し尿くみ取り券の印刷関係で減少があらわれております。

次に、し尿処理費におきましては、例年のとおり下水道の普及などから、年々し尿の搬入量が減少しております、これに伴いまして、し尿の処理関係経費も減少傾向が続いております。

具体的な内訳では、まず、大谷処理場運転維持管理業務につきましては、京都南部環境事業協同組合に委託しております委託経費が、処理のための薬品費など、運転経費を中心に減少が生じたことから、委託料1億9,500万750円と、前年度の平成22年度に比べ532万9,800円、2.7%減少しております。

次に、し尿収集運搬業務につきましては、各委託業者によりましてし尿の収集運搬も、収集量の減少が続いておりますことから、委託料1億175万2,420円と、前年度の平成22年度に比べ861万6,740円、7.8%減少しております。

委託料の区分を少し飛びまして、中段より下のトラックスケール法定検査につきましては、2年ごとで平成22年度での実施でございました。精密機能検査につきましては、3年ごとで平成23年度での実施でございます。

委託料最後の設計書調査業務につきましては、不定期の実施で、平成23年度も資格を有します組合職員が、そのノウハウを活用しまして、修繕工事見積もりの精査を行いましたことから、引き続き経費不要となっておりますが、次年度の平成24年度では、改めて設計積算の精査を委託する予定でございます。

さらに、し尿処理費の最後の償還金、利子及び割引料につきましては、平成22年度までに組合として発行しましたし尿くみ取り券のうち、不要となって各市町村の窓口を通じまして返還を申し出られた分の還付金でございまして、合計で56,240リットル分、58万238円の決算でございました。

次に、商工費につきましては、消費生活センターの運営経費としまして、平成23年度では相談員3名の雇用によりまして通常の1年間の活動費といたしまして、決算額975万7,672円と、前年度の平成22年度に比べ178万5,300円、15.5%の減少でございます。

これは、歳入の府支出金でも申し上げましたとおり、前年度の平成22年度では、初年度備品の一環としましての公用車1台の購入があったことが要因でございます。

次に、公債費でございますが、決算額は2億5,700万7,752円で、前年度と同額でございます。

以上の結果、歳出合計は6億925万8,513円でございます、前年度の平成22年度との比較は1,326万1,839円、2.1%の減少でございます。

なお、平成23年度の最終予算総額は6億1,164万3,000円でございますので、歳出予算の執行率は99.6%の状況でございます。

以上が、歳入歳出決算の主要な科目におきます、前年度との比較を含めました概要で

ございました。

それでは、続きまして、主要な項目での、さらに詳しい状況を説明申し上げますので、概要説明資料の13ページをお開き願いたいと思います。

概要説明資料の13ページにつきましては、市町村分担金一覧表といたしまして、先ほど説明申し上げました歳入の分担金に関します、市町村別での内訳でございます。

分担金につきましては、年度間での変動のほか、上段の左から三つ目でございますけれども、し尿処理分におきましては、全体的な分担金総額の減少はありますものの、積算の根拠となりますし尿などの搬入量が下水道の普及などによりまして、市町村間で大きく変動しておりますことから、分担金額の増減にばらつきが見られるものでございます。

また、右端のし尿処理の収支不足特例分につきましては、昨年の第2回定例会で報告申し上げましたとおり、過去におきます手数料収入と委託料支出との単価に差額、具体的には不足が生じておりましたことによりまして収支不足分を、特例の分担金として徴収した分でございます。

また、下段の消費生活分につきましては、対象経費の大半に、京都府からの補助金が充当されますため、平成23年度でも市町村割、すなわち均等割分の224万円の分担にとどまっています。

しかしながら、京都府補助金が交付されなくなる予定の、現在では平成25年度分からは経費の全体が分担対象となってきますため、これを見越した効率的な運営への検討が必要となってまいるのでございます。

続きまして、下側の次のページ、14ページでございます。

14ページは、歳入の使用料といたしましての、相楽会館使用料の内訳でございます。

相楽会館の使用につきましては、消費生活センター、さらには休日応急診療所への転用などに伴いまして、貸館できる部分が減少しておりますが、平成23年度では、休日応急診療所の開設計画に伴いまして、相楽ビジネスサポートセンターの御利用が移転されまして、この移転によりさらに大きく減少し、前年度比較で24万5,440円、39.1%減少したものでございます。

次に、資料をめくっていただきました15ページにつきましては、し尿処理の全体的な状況を整理しております。

特に、上段の15ページ中ほどより上あたりにございます、計画収集人口等の中の、非水洗化人口のうち、計画収集人口につきましては、本組合が業者を通じまして、し尿を収集し処理しています対象の人口でございます。

この行の右端の人口数値は、1万1,093人で、圏域全体人口11万7,886人の9.4%と、下水道の普及などによりまして、全人口の1割を割り込むまでに低下し

てきております。

また、浄化槽汚泥としての処理しています対象の、浄化槽人口につきましては、先ほどの行の4行上にございまして、こちらの対象人口は1万3,613人で、こちらも全人口の1割余りに減少してきております。

さらに、下側の16ページにつきましては、過去からの、組合として発行しましたし尿くみ取り券にかかります、収支の状況を整理しております。

繰り返しとはなりますが、収支での不足が、木津川市、和束町、精華町で発生しておりまして、表の右端にございます不足金額分を、特例分担金として徴収したものでございます。

次に、資料をめくっていただきまして、17ページと18ページにつきましては、し尿くみ取り手数料と委託料の状況を、市町村ごとに月別にまとめまして整理しております。

特に、18ページでの委託料の内訳におきましては、平成23年度から、各市町村が発行するし尿くみ取り券への切りかえを行いましたところ、年度当初の4月分では、組合発行分が74%程度ございましたが、年度末の3月分では、組合発行分が2%程度にまで低下しておりまして、切りかえが円滑に進んでいるものと見ております。

次に、資料をめくっていただきまして、19ページと20ページにつきましては、大谷処理場への搬入量の状況を、市町村別と月別にまとめまして整理しております。

特に、全体搬入量が、表左側のし尿分で、平成23年度が9,250.22キロリットルと、前年度より7.81%減少いたしまして、平成10年度以降14年連続の減少で、1万キロリットルを割り込んでおります。また、中央部分の浄化槽汚泥分でも、平成23年度が9,825.02キロリットルと、前年度より5.93%減少しております。

この結果、右側の合計では、平成23年度で1万9,075.24キロリットルの搬入量実績となりまして、前年度より6.85%減少し、これが、歳入歳出の関係項目での、大きな変動要素となっているものでございます。

さらに、資料をめくっていただきまして、21ページ、22ページにつきましては、大谷処理場の運転維持管理委託業務の内訳と、処理場から放流します水量と水質分析の状況でございます。

まず、21ページの管理委託業務の内訳でございますが、先にも説明申し上げましたとおり、全体の搬入量の減少に伴います関係経費の減少によりまして、前年度より2.7%の減額でございます。

しかしながら、現状の処理量が、処理能力から見ますと、ほぼ効率的な状況でございますことから、処理量が減少いたしましても、一部では非効率な部分の発生が考えられ

ます。また、施設の経年劣化に伴います補修も必要でありますことから、処理量の減少に伴います管理委託費の削減が、処理量の変動と比例しにくい部分がございます。

次に、22ページの放流量と水質分析でございますが、いずれも、設計値はもとより、京都府の条例、また法令の基準値をクリアしております。

続きまして、資料をめぐっていただきました23ページからは、消費生活センターの運営状況を整理しております。

まず、23ページでは、相談受付の総括を、市町村別に月別にまとめておりますほか、次の24ページでは、受付場所別の状況をまとめております。

平成23年度での相談受付件数は、総数473件で、うち7割が電話で、残りの3割が来所となっております。また、木津川市を除きます4町村では、定期的に巡回相談を行っておりますが、各町村役場での巡回によります相談受付件数は12件で、全体の2.5%の状況でございます。

さらに、資料をめぐっていただきました25ページでは、相談内容の分類をまとめておりまして、1位が網かけをしてございますが、83番の放送・コンテンツ等、次の2位が33番の戸建住宅、3位が00番の商品一般とマスコミなどで報道されています傾向が、同様にあらわれているものでございます。

また、次のページの26ページでは、相談件数の内訳を再整理しておりますが、全体件数が前年度より減少しておりますほか、先の資料での分析なども合わせますと、さらなるPRの必要性とともに、身近な場所や、直接対面での相談よりも、日にちを指定されずに、時間や場所の融通がきく対応が望まれているのではないかと読み取れるものでございます。

続いて、次の27ページと28ページ、その次の29ページでは、相談に関します研修や諸会議の状況、消費生活講座などの開催状況をまとめておりまして、消費生活講座では、年4回の開催で延べ76人、また、消費生活出前講座では、3カ所の開催で、延べ320人の方々に参加いただきました。

一般会計分の最後といたしまして、30ページでございます。30ページでは、起債の償還年次表を記載しておりますが、これらは、平成9年度から12年度にかけての、大谷処理場の更新工事に係ります財政融資資金の元利償還と、平成14年度に実施しました、水源地改修工事に係る郵便貯金資金の元利償還でございます。

現在は償還のピークでございまして、平成25年度から償還額が徐々に減りまして、平成27年度で償還が完了いたしますが、これを裏返しますと、施設の老朽化の進展とともに、限界に近づいていくことございまして、次代、次の代への具体的な検討が必要な時期が近づいてきているとも申せるものでございます。

以上が、平成23年度一般会計決算の補足説明でございます。

続きまして、認定第2号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、補足説明を申し上げます。

それでは、特別会計の決算書をご覧ください。

平成23年度特別会計決算の内訳でございますが、決算書をめくっていただきまして、1ページでございます。1ページにつきましては歳入の科目別内訳を、また、反対側の右側の2ページには、歳出の科目別内訳を表示しております。

この結果、特別会計決算の総額につきましては、決算書の3ページに総括しておりますので、3ページをお開き願いたいと思います。

平成23年度特別会計決算、歳入合計が、3,310万7,871円に対しまして、歳出合計が、3,303万7,743円でございます。歳入歳出差引残額は、7万128円となったものでございます。

以上が、特別会計決算総額の概要でございます。これらの事項別明細が、決算書の4ページ以降に表示しておりますが、一般会計と同じく、概要説明資料に詳しい内容などを記載しておりますので、この後は、同様に概要説明資料でもちまして説明申し上げます。

それでは、決算の概要説明資料の7ページをお開きください。

7ページは、特別会計歳入の内訳でございます。

まず、財産収入は、特別会計設置の目的であります、ふるさと市町村圏振興事業基金の運用益金でございます。

なお、平成23年度までは、元本7億円分を、5年大口定期といたしまして年利率1.25%で運用しておりましたが、平成23年度はうるう年でありましたことから、利息計算で1日分の増加が生じております。これとは反対に、これまでの特別会計での剰余金の一部を、別に基金として積み立てております分では、預金利率の低下に伴います利息収入の減少が生じております。差し引きでは若干の増でございます。

次に、繰入金につきましては、これまでの剰余金部分の基金分から、一つは、国民文化祭の取り組み支援のために212万6,000円と、もう一つは、休日応急診療所の設置にかかる工事費などとして1,100万円、合計で1,312万6,000円を取り崩したものでございます。

次に、大きく二つ飛びまして、府支出金につきましては、休日応急診療所の設置に当たりまして、京都府のみらい戦略一括交付金の対象に採択いただきましたことからの補助金、1,100万円でございます。

そのほか、繰越金などを含めまして、歳入合計は、3,310万7,871円でございます。前年度の平成22年度との比較では、2,227万2,073円、205.5%の増加でございます。

なお、平成23年度の最終予算総額は、3,310万7,000円で行いましたので、歳入予算の執行率は、100%の状況で行いました。

以上が歳入の内訳でございます。

次に、下側の8ページでございますが、特別会計歳出の内訳でございます。

まず、振興費につきましては、これまでから取り組んできました、ふるさと市町村圏振興事業を実施しますための経費として、1,103万8,683円の決算額でございます。

なお、前年度の平成22年度との比較では、国民文化祭の開催に合わせまして、平成21年度に作製しました、広域観光パンフレットを増刷しました関係で増加しております。

次に、衛生費につきましては、休日応急診療所の設置運営を、ふるさと市町村圏振興事業として規約に位置づけましたことから、これの設置にかかります工事費や初度備品の購入などの経費として、2,199万9,060円の決算額でございます。

この結果、歳出合計は、3,303万7,743円で行いまして、前年度の平成22年度との比較では、2,236万1,519円、209.5%の増加でございます。

なお、平成23年度の最終予算総額は、3,310万7,000円で行いましたので、歳出予算の執行率は99.8%の状況で行いました。

おって、これら各種事業の具体的な内容を、31ページから35ページにかけて記載しておりますので、恐れ入りますが資料の31ページ、32ページをお開きください。

31ページの、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業実績報告書でございます。

具体的な実施事業を申し上げますと、まず31ページでは、国民文化祭の開催に合わせました、広域観光パンフレット「相楽逍遥記」の改訂版の増刷をはじめとしまして、18年、第18期となりました相楽ふるさと塾を、20人の受講者により開催いたしました。また、同じく19年、第19回となりました相楽の文化を創るつどいも、10団体の出演により開催し、この実行委員会への助成を行いました。

次に、右側の32ページでは、平成21年度から開始しました、国民文化祭開催への対応としての相楽地区文化交流事業交付金を、各市町村の該当事業に対し、当初の基金造成の分担割合に応じて交付いたしましたほか、本組合の広報誌となります「広域圏だより だい好き!そうらく」の、年2回の発行や、組合の電子窓口となりますホームページの管理運営も継続して行いました。

また、平成21年度から取り組みましたシンポジウムの開催を、「広域観光を活かしたまちづくり」をテーマといたしまして、約110人の参加のもとで開催いたしました。

最後は、休日応急診療所で行いまして、設置に伴います相楽会館の改修や、初度備

品などの整備を行いました。

この診療所の開設に向けましては、資料をめぐっていただきました33ページ、34ページに、開設までの経過を整理しております。さらに次の35ページでは、診療所の概要を整理しております。

以上が、平成23年度特別会計決算の補足説明でございます。

なお、平成24年10月11日に、監査委員によりまず決算審査を行っていただきまして、別紙のとおり、決算審査意見をいただいておりますので、これを十分に尊重いたしまして、今後とも効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第1号及び認定第2号につきましての補足説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 詳細にわたりまして、ありがとうございました。

以上で、議案の説明が終わりました。

次に、決算審査について、監査委員の意見を求めます。

新田晴美監査委員。

新田監査委員 失礼します。監査委員の新田でございます。監査委員を代表いたしまして、私の方から報告させていただきます。

既に皆様方のお手元に、平成23年度決算審査意見書をお届けしておりますので、十分お目通しいただいたものと存じております。

では、審査の概要、審査の結果について御報告申し上げます。

まず、第1、審査の概要ですが、審査の対象は、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書及び平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書であります。

審査の期日は、平成24年10月11日木曜日、午前9時30分から午前11時45分まで行いました。

審査の手續につきましては、決算審査に当たっては、相楽郡広域事務組合代表理事から提出されました各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に誤りがないか、財政運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については、関係法令に従って効率的になされているかなどに主眼をおきまして、毎月実施しております例月出納検査を参考にして、関係諸帳簿及び証ひょう書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求めまして、関係職員から説明を受けるなどして実施をいたしました。

次に、第2、審査の結果ですが、審査に付されました一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関

係帳簿及び証ひょう書類と照合を行いました結果、全て適正に処理されていることと認められました。

なお、決算規模、基金の運用状況は、2ページに掲載したとおりでございます。

次に、2ページの下段の審査意見ですが、予算総額から見た歳出の執行率は、一般会計で99.6%、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計で99.8%、全体としては99.6%であり、適正に執行されているとともに、財政運営は総体的に見て健全であり、適切であることが認められました。

本組合においては、基本的に、組合を組織する市町村の分担金でもって運営されていることから、その運営にあたっては、各市町村の財政事情などを常に意識しながら、現状の認識と将来にわたる財政負担等を考慮した中で、将来を展望した計画的な財政運営を進めることで、地域住民の生活、福祉の増進に寄与されることを望むものであります。

なお、一般、特別両会計決算額の対前年度比較は、別表1から4のとおりであります。

以下、一般会計と相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計のそれぞれ個別の意見を述べておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

決算審査の報告が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

佐々木議員。

7番佐々木議員 監査委員さんに2点お伺いしたいと思います。

1点は、審査意見書の2ページの下にあります、要するに本組合においては以降のこの文章ですね、私も同感だと思うんです。であるからには、各市町村の財政事情などを常に意識しながらと書いていますけれども、現状、平成23年度も構成5市町村の財政事情がどうなっているのか、それは一体どうなっているのかが1点目です。

2点目は、5ページの一番下ですね、第2の市町村圏のほうの一番最後の部分です。最後の2行目、2行ですね。市町村圏振興事業の課題を関係市町村とも十分協議を図られ、適切に対応されることを望むということが書かれていますが、これは一体何を意味しているのか、いまいち、具体的にどういうことなのかわかりません。

議長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 それでは、再開いたします。

新田晴美監査委員。

新田監査委員 詳細については事務局のほうから説明していただきますので、よろ

しくをお願いします。

議長 福田次長。

福田次長 それでは、監査委員の事務局も兼ねておりますので、事務局のほうから説明させていただきます。

先ほど、新田監査委員から御意見のほうをいただきまして、その内容ですけれども、御質問、佐々木議員の御質問ですけれども2点あったかと思えます。

1点目が監査意見書の2ページ下段、本組合においては基本的に組合を組織する市町村の分担金をもって運営されていることから、その運営に当たっては各市町村の財政事情などを常に意識しながらということで、この部分で、具体的には平成23年度の各5市町村の財政規模等の資料は持ち合わせておりませんのでお答えすることはできませんが、基本的に一部事務組合にありましては、自主財源を持っておりませんので、与えられた共同事務の部分につきましては、各市町村の分担金をもって運営するということがあります。5市町村の予算編成に当たりましては、それら財政の部分につきまして、大変、財政課長会議の中でも厳しい御意見を頂戴しておりますので、そこらを踏まえたことを、一部事務組合のほうでも考えながら、予算を執行してほしい、または予算を編成してほしい、そういうふうなことでこの意見をいただいたと認識しております。

2点目が、監査意見書の5ページのところの最下段、ふるさと市町村圏の関係でございますが、適切に対応されることを望むという御意見に対しましては、ふるさと市町村圏事業につきましては、ここに書いてございますとおり、国の要綱が平成21年3月をもって廃止をされておまして、全国的にも広域市町村圏、またふるさと市町村圏が消えていっているのが現状であります。先ほどの代表理事のお話にもありましたとおり、当組合におきましては、今後5年間、ふるさと市町村圏事業を休日診療所を柱に続けていくということを決定しているわけですが、さきの国の要綱の廃止、また今後、当然文言が組合の規約第3条第1号及び第2号で規定しているわけですけれども、その部分も十分構成市町村の意見も聞きながら、適切に法に適用してやってくださいと、そういうことを望んでいますというような御意見だったというふうに理解しております。

以上でございます。

議長 佐々木議員。

7番佐々木議員 何もこのままでよいということじゃありません。この要するに監査委員さんもですね、各市町村の実際の財務事情を意識しながらという意見ですね、これは一体誰に求めているのか。監査意見報告に書いているわけでしょう。これは、要するに代表理事以下市町村長さんに求めているのか、事務局に求めているのかよくわからない。しかも、今のお話では事務局自身は全市町村の、構成市町村の財源や決算データ持ってないんですね。持っていないとあかんとするわけじゃない、持っていない、

現実あるわけです、今あるわけですね。あるならば、今後、そういうこともちゃんと情報収集をしてね、事務局のほうか、5人の市町村長なのかどっちかわからないけれども、どちらかがちゃんと情報収集して、情報収集じゃなくて情報共有ですね、共有して、その上でいろんな議論、財政、分担金の話とかですね、また今後の事業展開とか、そういうことをするというふうに読めるんですよ、この文章は。読めるんですよ。それを意味しておるかどうかが知りたい、私は。単純に書いただけなのか、さっきおっしゃったように財政担当課長会議でもいろんな厳しく返ってくる。それは全般で、全国的に市町村財政厳しいですよ。その一般論を言っているのか、もしくは先ほど申し上げたように5市町村のちゃんと状況をちゃんと把握したですね、情報共有した上で、いろんな事業展開や財政負担の問題を考えるとということの意味するのかよくわからないので、その点どちらの意味なのかをお聞きしているわけです。

その2点目の質問、5ページのところもね、要するに先ほど次長からあったとおり、私自身としては休日診療所をやるときにね、本当にこっちの位置づけでいいのかと。本来は一般会計でやるべきではないかということをお願いしました。ただ、それは決定したわけですから、そのことを蒸し返すつもりはありません。そのときに、今、福田さんからあったように、今後はふるさと市町村圏のほうは、要するに診療所を中核としてやっていこうと決めているわけでしょう、当面は。決めているわけですね。決めているのにね、23年度のところで協議をもっとやって適切に対処せえということは、要するに5年後のことを言っているのか、24年、25年、要するに直近の間でも、直近の話でも適切に対応というのは、何が適切かわからないけど、方向転換なり、次の変更なりそういうことを求めているのかわからないと言っているわけです。意味わかりますか。

そういう意味で質問しているわけで、それともう一点、3点目、追加しますけども、いわゆるし尿処理というのは基本的に実績主義ですね、分担金は。要するに、処理した部分を割るといってか分担してもらおうという。この間の新しい事業、要するに消費生活と診療所については、そうじゃないですよ。要するに、患者さんが来ようと来まいが、一定のコストが発生するわけですね。消費生活でもそうですよね。相談者が来られようと来られまいが、一定コストが発生することね。従来やってきた事業とはちょっと財源保証というかその財源手当て的には違う意味を持っていますよね。確かに、全体の財政規模におけるシェアはそんなにでかくないと思うけども、そういったことを今後どうするのかと。特に、さっき、監査委員さんもおっしゃったように、消費生活のほうについては、府の補助金が24年度、今年度で終わると、予定では。来年以降財源についてどう考えるのかということを決めなければならないわけですよ。しかもこれといって効率的にと言われるのも、じゃあどう効率化するんだと、このコストをね。というものは

っきりしないわけで、そういった点でこういう補助金等が消え始めるような事業について、これも先ほど申し上げたように、1点目で申し上げたように、要するに簡単に言えば機能していない、要するに来所をしていない患者さんや相談者のために、5市町村がそれなりの分担金を続けるとなるわけです、簡単に言えばね。採算が合わないような、数ね。それがあかんとするわけじゃないですよ。そういう状況になるということで、それについての見解をお伺いしたい。

議長 福田次長

福田次長 再度、お答えさせていただきます。

まず、1点目の各市町村の財政事情でございますけれども、おっしゃるとおりでございます、しかしながら、今回、このような御意見の中では、一般的に全国的に地方自治体、財政が厳しい、地方交付税等の削減等によりまして財政が厳しいというような一般論で言っておられるというふうに認識しております。

2点目のふるさと市町村圏の関係でございますけれども、こちらにつきましても、先ほどの会計管理者の詳しい説明にもありましたが、平成23年度、休日応急診療所、相楽会館内で取り組むといった新しい事業に取り組む際に当たりまして、未来づくり交付金を充て、またさらには各市町村の先ほどの話ではありますが、財政が厳しい、新たな負担を求められないということもありまして、それであれば、ふるさと市町村圏事業に位置づけをして、初期整備、また会館改修の部分につきましては、ふるさと市町村圏事業で取り組もうということで、ふるさと市町村圏の事業に位置づけた形での休日応急診療所をやったわけでございます。それも事務局も含めまして、この形が本来の形であるというふうには認識しておりません。本来であれば、先ほど佐々木議員さん御指摘のとおり、休日応急診療所、また消費生活センターといった形で、ふるさと市町村圏事業とは切り分けてするのが本来の形だと思っておりますが、何分、各市町村の財政、またそれらを考えまして、またふるさと市町村圏にも幸い5年間というふうな有利な大口定期が借りられたということもありますので、当面の間、5年間はそのままの状態で行くということで、この間で構成市町村とも十分協議をして、適正に対応していくというところがこの意見書の最後の5ページの最後のところというふうに記載しておるところでございます。

それから、最後の件でございますけれども、コストの効率化というところでありまして、消費生活センターにありまして府の補助金が24年度で終わると、これはあくまで25年度以降につきましては消費者庁の予算も確定しておりませんし、京都府の予算も確定していない中でありますけれども、先日の説明会の中では、新しく交付金制度を国が創設し、各都道府県のほうに割り振りをするということが聞いておりますが、今までの10分の10の補助金はないということでございます。しかしながら、新しく

つくりましたセンターも充実を図っていきたいということがあるわけですが、どこを効率的にするかという点ではありますが、今現状、3人の相談員をお雇いをして毎日、先ほど会計管理者からもありましたけれども、いつでも相談できる体制をとっております。それと、さらには、精華町また南山城村という形で、相談員が出向いて相談をするというような巡回相談もここ最近とおるわけですが、そのあたりの相談体制の見直しを25年度に向けて、現状やっているとございますし、その辺がより効率的な運営というところであるかというふうに理解しているところでございます。

また、し尿処理の分担割合につきましては搬入実績量割、また消費生活センターの分担割合につきましては人口割、休日応急診療所の分担割合につきましては人口割と受診者数割という形で、それぞれ各理事会、それなりに財政課長さんも何度も協議をしてこの負担割合について条例で提案をし、この部分につきましても議会で説明させていただけるところでございますので、今日いただいた御意見につきましては、今後、また参考にし、より適正に執行できるように、事務局としましてもやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は、1件ごとに行います。

まず、認定第1号、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、認定第1号、平成23年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、認定第2号、平成23年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、原案のとおり認定されました。

先ほどの中野議員は、本日欠席するとの連絡がありました。

日程第5、議案第9号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求める件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事 それでは、議案第9号を提案させていただきます。

議案第9号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについて

平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)について、次のとおり専決処分したので、これを報告し、議会の承認を求めます。

平成24年11月19日提出

相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

相楽会館浄化槽の排水管につきましては、相楽会館前の市道に埋設されておりますが、去る10月13日に、京都府木津総合庁舎西側の交差点付近の市道から水漏れが発生し、緊急に修理工事を行いました。その原因は、相楽会館の水道配管の漏水により、浄化槽に漏水した水が入り、浄化槽からの排水頻度が多くなったため、老朽化した排水管が破損したものでございます。

まず、市道からの漏水を止めるための緊急工事を10月16日に実施し、25万2,000円の工事費で、財源は予備費を充当いたしました。さらに、相楽会館の水道配管からの漏水につきましては、10月26日に工事を行い、多目的トイレ前の廊下の下の配管からの漏水でありました。工事費見積もりが42万円であり、予備費もないため、前年度繰越金の一部を財源とすることで、10月22日の理事会におきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した補正予算について、議会の承認を求めるものでございます。

具体的な補正予算の内容でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万円を追加し、補正後の総額を6億1,642万円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局から説明をさせますが、緊急を要する案件であり

ましたため、専決処分をいたしましたものでございます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明がありました。補足説明を求めます。

事務局。

福田次長 事務局の福田でございます。

それでは、議案第9号の補足説明を申し上げます。

4ページ、5ページをお願いいたします。

先ほどの代表理事の提案説明でもありましたとおり、相楽会館内での漏水事故の発生に伴いまして、漏水箇所の調査の結果、休日応急診療所改造工事時に設置をしました多目的トイレ付近からの漏水が判明し、水道配管そのものの老朽化で、ほかの箇所への波及も考えられましたことから、早急に補修工事を行う必要がございましたために、本補修分の42万円の補正執行を去る10月22日開催の理事会におきまして決定し、同日付で専決処分を行ったものでございます。

なお、補正の財源といたしましては、前年度繰越金の一部を充当いたしました。

したがって、4ページの歳入では、繰越金で42万円を増額するものでございます。

5ページ歳出では、2款総務費、1項総務管理費、3目相楽会館費、15節工事請負費に相楽会館漏水緊急修理工事として42万円を計上しようとするものでございます。

以上で、議案第9号につきましても補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第9号、平成24年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 9 号、平成 24 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算 (第 2 号) の専決処分の承認を求める件は、原案のとおり承認されました。

日程第 6、議案第 10 号、平成 24 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事 それでは、議案第 10 号を提案させていただきます。

議案第 10 号、平成 24 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) について

平成 24 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) を、別添のとおり定めます。

平成 24 年 11 月 19 日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

今回の特別会計補正予算 (第 1 号) は、ふるさと市町村圏基金の運用の確定によるものと、本年 6 月に開設しました休日応急診療所の運営にかかります歳出予算の組み替えに関するものでございます。

ふるさと市町村圏基金 7 億円の運用につきましては、本年 3 月 30 日で 5 年定期の満期を迎え、理事会におきましても国債や京都府債なども含めて、さまざまな角度から再三検討を重ねてまいりましたが、金利動向を踏まえまして、銀行の定期預金による期間 5 年での運用といたしました。預託先の決定に当たりましては、相楽管内に支店を有する金融機関 3 社からの見積もりを徴収しました。

その結果、0.48% の利率の提示がありました、京都銀行木津支店に 5 年の大口定期で預託することといたしました。しかし、この 0.48% は、5 年最終確定条件のため、中間年では 7 割の利払いとなりますことから、減額するものでございます。

なお、残りの 3 割分は最終年に加算され支払われるものであります。

次に、休日応急診療所にかかる補正であります。謝礼や雇用など単価の諸条件が固まったことなどを受け、予算計上の見直しが必要となったため、補正を行うものでございます。

具体的な補正予算の内容でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 72 万 8,000 円を減額し、補正後の総額を 1,927 万 2,000 円とするものでございます。

歳入歳出予算補正の内容でございますが、歳入につきましては、財産収入で72万8,000円の減、一方、歳出では振興費で72万8,000円の減額、衛生費の歳出の組みかえを行うものでございます。

以上、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)の概要を申し上げまして提案説明といたします。

なお、事務局から補足説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり可決賜りますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明がありました。補足説明を求めます。

事務局。

福田次長 それでは、議案第10号の補足説明を申し上げます。

先ほどの代表理事の提案説明とかぶる部分もでございますが、よろしく申し上げます。

歳入歳出予算の補正の内容につきまして、事項別明細により説明申し上げます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。4ページをお開き願います。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金72万8,000円の減額でございます。

先ほども代表理事からありましたとおり、ふるさと市町村圏の事業の基金7億円が、本年3月30日で満期を迎えましたことを受けまして、預けがえを行ったものでございます。当初予算の編成に当たりましては、予算編成用の見積もりを徴取しまして、0.44%、308万円で予算計上をいたしました。本年3月27日に見積もり徴取を再度行いましたところ、一番利率の高い0.48%で京都銀行木津支店に預託することを決定したわけでございます。ただし、その附帯条件といたしまして、1年目から4年目までの中間利払利率は約定利率の70%、235万2,000円となりまして、その残額は満期時に一括で受け取るもので、中間年度におけます基金運用収入は落ち込むものの、最終的な5年間での運用収入額は、1,680万円となるものであります。

次に、歳出でございます。5ページをお願いいたします。

1款1項振興費、1目振興費予備費72万8,000円の減額でございます。

財産収入からふるさと市町村圏振興事業であります「相楽の文化を創るつどい」などの事業に充当した残額につきましては、基金運用が流動的であったために、振興費の予備費という科目を設定しまして、そこに計上しておりました。この振興費予備費から減額するものでありまして、今後のふるさと市町村圏振興事業の実施への影響はないものと考えてございます。

次に、2款1項衛生費、1目休日応急診療費でございます。

本年6月の開所に当たりましては、当初予算の段階では未確定な部分がありまして、さらには、開設後におきまして、相楽医師会を初めとする各関係者との打ち合わせに伴

いまして、不足する什器備品やシステムなどの追加整備が必要になりまして、予算不足分は予備費から充当して運営をしておりますが、雇用など単価の諸条件がおおむね固まり、全体的な精査を行いまして、組み換え補正を行うものでございます。

以上、議案第10号につきましての補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なければ質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

議案第10号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第10号、平成24年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第11号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事。

木村代表理事 それでは、議案第11号を提案させていただきます。

議案第11号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を、別添のとおり定めます。

平成24年11月19日提出

相楽郡広域事務組合代表理事

提案理由でございます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）の施行に伴う「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、本組合が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める必要があるため、所要の一部改正を行いたいので、提案するものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局から説明をさせますので、御審議の上原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 提案理由の説明がありました。補足説明を求めます。

事務局。

福田次長 それでは、議案第11号の補足説明を申し上げます。

議案書の新旧対照表をお開き願います。

第2次一括法施行に基づく「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正に伴う改正で、現行の第13条を第14条とし、第13条の廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件を定めるものでございます。資格要件の検討に当たりましては、技術管理者の水準を維持することが必要であり、環境省令で定める基準と同じ基準とすることが適当であるとの考えから、今回、条例改正に当たっては、環境省令の資格基準を準用することとしました。第1号では、技術士法第2条第1項に規定する技術士であり、化学、上下水道、衛生工学に係る第2次試験に合格した者、第2号では第1号に該当する者を除く場合は技術士法第2条第1項に規定する技術士であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの、第3号では廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の17第2号イからチまでに掲げる者、第4号では第3号に掲げる者と同様以上の知識及び技能を有すると認められる者ということで資格要件を明記するものでございます。

続きまして、附則ですが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

なお、現在のこの大谷処理場の技術管理者は、業務を委託しています委託先の「京都南部環境事業協同組合」の平田昌則氏でございますが、平成17年度からお願いしているものでございまして、一般財団法人日本環境衛生センターが認定する「し尿・汚泥再生処理施設技術管理士」の資格を昭和56年5月に取得をされておまして、また、現場経験も25年の実務経験者でございます。

以上、議案第11号につきましの補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

